

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

国民年金保険料の追納をおすすめします！

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

1. 追納を行う場合は、申し込みが必要です。

申し込みをすると、後日、年金機構から納付書が郵送されますので、最寄りの金融機関などで納付してください。

※口座振替やクレジット納付はできません。

2. 追納に関する注意事項

- ・追納ができるのは、追納が承認された月の前 10 年以内の免除等期間に限られています。
- ・老齢基礎年金を受給することができる方は追納できません。
- ・承認等をされた期間のうち、原則古い期間の保険料から納付してください。
- ・保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

【手続きに必要なもの】①基礎年金番号がわかる書類 ②本人確認ができる書類

【手続先】保険課 ☎ 31-0216

美都地域総務課・匹見地域総務課または浜田年金事務所で手続きをしてください。

○浜田年金事務所 出張年金相談

相談日 9月9日(火)・24日(火)

相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00 ～ 15:30

〔予約・問い合わせ先〕

浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670

予約の際はお手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

☆要予約

相談日の 1 カ月前から受付

※定員に達した時点で受付は終了します。

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合は、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所で相談される場合も電話での予約が必要です。

匹見と美都をグッと身近に！「ヒキミトコーナー」ウェブサイトのご紹介



人々の暮らし、地域の取組、豊かな自然… 匹見と美都には、まだまだ知られていない魅力がたくさんあります。まちづくりコーディネーターの石橋留美子さんが、匹見と美都の活動を通して紹介します。

～～ “関係人口” の先駆け「ひきみボランティア制度」～～

— 草刈りから神輿再現へ 矢尾集落で広がる地域と大学の交流 —

最近よく耳にする“関係人口”。この言葉がまだなかった平成 20 年度に、匹見地区では「ひきみボランティア制度」を立ち上げ、地域外在住の会員が草刈りや果樹の摘み取り、イベントの支援などを通じて住民との交流を深めています。今年も 7 月 13 日に匹見上地区の矢尾集落に会員 4 名と、ボランティア制度のご縁で広島大学の学生ら 3 名が集まりました。市道の草刈りやお宮の清掃、神輿の修繕作業を行なった後、昼食をとりながら同大学生が 9 月 21 日に河内神社で予定している神輿行列の再現に向けた意見交換を行いました。



▲草刈り（R7.7.13）



▲記念写真（同左）

掲載記事はこちら▼



検索してみよう

ヒキミトコーナー 🔍

【問い合わせ先】市地域振興課 ☎ 31-0600